

中之島シティ法律事務所報

N C L a w L e t t e r

第13号

Vol. 13

February. 2018



巻頭言	2
データから見る特許侵害訴訟の実務雑感	3
民法の改正について(保証に関する改正を例に)	7
還暦を迎えるにあたって	10
NY州司法試験を受験して	11
近況報告	
～大阪工業大学での知的財産講義について～	13
近況報告	
～知的財産法分野の学習に対する取り組みについて～	14
出版案内	15

巻 頭 言

弁護士 湯 浅 靖

残寒の候、皆様風邪など召されずにお過ごしでしょうか。

2020年東京オリンピック・パラリンピックが、いよいよ近づいてきた感があります。東京での開催が決定したのは、2013年9月でした。2020年には、自分はどのような生活を送っているのか、社会はどのように変化しているのか、日常会話の中でよく話題になっていたと思います。

自動車の分野に限ると、2015年の段階で、未来投資に向けた官民対話という政府の将来目標に関して行われた総理大臣の発言において、「2020年オリンピック・パラリンピックでの無人自動走行による移動サービスや、高速道路での自動運転が可能となるようにする。」という言葉がありました。

現在、自動運転に関する各メーカーの試みについては、日々報道されています。一般的には、自動運転を5段階に分け、運転支援レベルにとどまるレベル1から完全運転自動化というレベル5まで分類されています。今のところ、レベル1に相当する自動ブレーキシステムを搭載した車両が多く普及しており、既に追突事故が減少しているというデータもあるようです。2017年以降、高速道路の分合流や自動追い越し機能等にも対応したレベル2相当の自動運転機能が実用化されています。前述しました2020年以降は、一般道路上でもレベル2に相当する自動運転機能の実用化が実現される見込みのようですが、レベル3以上の実用化には、さらに年月がかかりそうです。

今後、自動運転化が進む一方で、事故が生じた場合の法的責任の所在に関する検討を避けることができなくなります。民事上の責任について、レベル4以上の車で事故を起こした場合、自動車販売店の損害賠償責任、自動車メーカーの損害賠償責任、情報提供者の損害賠償責任、インフラ設置者の損害賠償責任という新しい問題と、従前からの自賠責法の運行供用者責任との責任分担等、個別具体的事案ごとに検討する必要が生じます。刑事・行政上の責任として、道路運送車両法、道路交通法等における法的責任が問題になります。現時点では、未解決の問題となっていますが、事案毎に見解を求められることになるため、最新の動向に注視しなければなりません。

本年は、メジャーの場で、「1番ピッチャー大谷」、「4番ピッチャー大谷」を見ることができるか？注目しています。野茂選手やイチロー選手のような伝説が残ることを期待しています。

データから見る特許侵害訴訟の実務雑感

弁護士・弁理士 三山峻司



I はじめに

私どもフロントラインで知財紛争に直面する法律専門職の仕事は、「今、ここ」で直面する課題（法律紛争）について、限られた時間的制約の中で、「対症療法」的に解決の途を具体的にイメージして明らかにする「課題中心アプローチ」をとります。

このアプローチから特許権侵害訴訟の新受件数・審理期間・勝訴率・費用などのデータ等に基づき特許権侵害紛争の輪郭（実態）を明瞭につかんでおくことは重要です。

II 特許権侵害訴訟の新受件数など

1 年により増減はありますが、「知的関係民事事件」の全国地方裁判所に提起される新受件数はおおむね 500 件から 600 件台で推移しています。この 6 割程度（概ね 300 件台）を東京地裁（知財部）が占め、その 3 分の 1 を少し超える件数が特許権に関する事件数です。大阪地裁（知財部）の場合は、全体の 2 割程度（概ね年間 100 件から 150 件までの間）で、特許権に関する事件は、そのうち 3 割を超えるか超えないかになっています。

そして知財高裁の新受件数は、概ね年間 90 件から 130 件台で推移し、特許権に関する事件は 5 割程度を占めるようです（大雑把に、新受件数だけから単純にみた控訴率は、30% から 40% 程度の範囲ということになります）。

2 海外出願の動向を重ねると企業活動のウェイトは日本から海外市場に軸足を移し、経済活動のグローバル化による地域的な広がりと共に国際分業が進み日本企業の知財関係予算や活動が域外にシフトしていることがわかります（過去 40 万件以上あった出願は、この 10 年間漸減し 30 万件台となる一方で、日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願 [PCT 国際出願] の件数は 2014 年を除き 10 年間一貫して増加しています）。

III 特許権侵害訴訟の審理モデル・平均審理期間

1 東京地裁 / 大阪地裁の審理モデル（審理要領）では、侵害論の審理終了後に損害論の審理を行う二段階審理方式が実務のプラクティスとなっています。第 1 回口頭弁論後、弁論準備手続に移り、5, 6 回の弁論準備手続を経て侵害論での心証が示されます。大阪地裁の審理モデルには日数の目安が示され、侵害心証開示の第 6 回弁論手続までは、280 日となっています。

2 クライアントには、訴訟にどれ位の時間がかかり手続の中で何をどのように準備すれば

よいかが重大な関心事の一つです。

- (1) 審理モデル（審理要領）で一応の目安のフローが示されていますので、二段階審理方式の下で、時機後れとならないように侵害論で無効の抗弁と均等侵害の主張を出し尽くすのが建て前です。したがってそれに即した主張立証の準備をしなければなりません。しかし、現実には無効事由をどこまで建てるか、均等論まで主張すべきか等の悩ましい問題も生じ、当事者としては出来るだけ得失を考え工夫してベターな途を模索していきます。
- (2) 平均審理期間は、「12 ヶ月 + α 」で「 α 」が数か月程度で年によって変るといったところが現況のようです。審理期間の最頻値はわかりませんが、判決による一部勝訴を含めた勝訴率が 2 割程度とし、二段階審理方式の下で、損害論に至らず非侵害になる判決では 12 カ月（1 年）前後、侵害から損害論に至る判決では、24 ヶ月（2 年）近く、あるいはそれ以上にかかるものも珍しくないのではないかと思います。

特許・実用新案権の既済事件の平均審理期間は、迅速化し、クライアントとの打合せは密になり代理人の仕事の密度は確実に濃くなっています。

知財高裁の場合は、概ね 8 ヶ月前後が現況のようです。

IV 特許権侵害訴訟の和解成立率・（実質）勝訴率など

- 1 裁判上の和解の成立率は、他の民事訴訟事件と比べ顕著に異なる相違が有るとは言えません。判決と同数あるいはそれ以上の裁判上の和解があり、知財事件においても和解の紛争解決機能は大きいといえます。

一部認容を含み認容率は 24%（但し平成 26 年から平成 28 年）です。和解調書上、紛付条項が存在するか否かで分類した分析から判決又は和解で終局したケースは 42%～47%（但し平成 23 年から平成 25 年）で、この和解率をとらえて訴訟を通じて権利の実現が図られたと指摘されています（これを実質勝訴率ということもあります）。

- 2 原告からは勝訴率が高いことにこしたことはなく、被告からは低いにこしたことはありません。当事者の立場によって、高いからよいとも低いからよいとも言えない筋合です。

勝訴率がもともと低くなる理由の第 1 は、特許権は「技術思想（アイデア）＝発明」を保護対象とし、クレームという文章を通じて技術思想の排他的な権利範囲が画されるので、境界範囲に不明確さがつきまとい権利範囲の認定が慎重になる傾向のあること、第 2 に、出願人は、出願手続中は登録を受けようと拒絶査定を受けないギリギリの範囲をねらうが、一たび登録されると権利範囲を広く主張する傾向があることを指摘できます。勝訴率が低い点は、いかに強いクレーム記載を工夫するかという点と各ケースの提訴前におけるスクリーニングの問題として理解すべきでしょう。

5 件に 1 件強しか勝てない現況を認識し 1 件 1 件の提訴に当たっては、相手方の反論も具体的に予想し慎重の上にも慎重に検討を重ねます。

V 損害賠償額・費用等

- 1 平成 16 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間 (10 年間) を対象に認容額 1000 万円以下が約 39% (うち 500 万円以下が約 26%) を占めるとのデータ報告¹があります。
- 2 訴訟が、費用対効果から割の合うものであれば訴訟件数は増えます。

費用対効果から考える「コスト」と「得られる成果」を指摘してみましょう。

(1) コスト

①会計上の金銭面のコスト ((a) 印紙代などの手数料, (b) 弁護士等に支払う費用, (c) 鑑定費用や立証のための調査費用・実験費用, (d) 交通費などの実費) と②訴訟遂行に要する時間・労力などの機会費用の損失が考えられます。

特許権侵害訴訟は、時として企業間の総力戦の様を呈し、①に劣らず②の負担の方がむしろ大きいと感ずることがあります。

(2) 「得られる成果」

①「見える化できる成果」 ((a) 差止め, あるいは訴訟中での相手方の製造販売の事実上の中止など, (b) 損害賠償額の獲得) と②「見える化しにくい成果」 (例えば, (a) 権利行使による威力の誇示と牽制, (b) 相手方の防禦コストと競争力の消耗, (c) 自社の訴訟スキルを含む知財力のパフォーマンス強化など), 場合によっては訴訟結着までに時間がかかり灰色で視界不良であること自体に訴訟の意味と目的を見出す場合もあります。

(3) 「コスト」と「成果」のバランス

「成果」との関係で見合いとなるものの内、「コスト」の①の (b) と②は、権利行使を受けた相手方も同じような出費を迫られます。相殺的に考え権利行使する以上、已むを得ない出費と整理する当事者も多いのが現実です。

何をどのように「費用対効果」と考え、どこまでを「成果」と視野に入れるかは当事者の訴訟の戦略的な意味付けと経営判断が重要となります。

(4) 損害賠償額について

損害額の算定の立証活動に困難を感じ実損をカバーし切れないというのが実感です。現行法 (不法行為の損害賠償論) の枠組みの中で、侵害論から損害論に移った場合には、裁判所の損害額認定にもう少し簡易可能な方法があってもよいのではと考えます。方策の 1 つは、特許法 102 条 3 項の実施料率の柔軟化、高率化をはかる最高裁による算出法の判断が示されることでしょう。

費用等については、弁護士費用の一部 (認容額の 1 割程度) を積極損害として認定される実務は定着しています。印紙代を低額化又は定額化するのも利用促進をはかる方策として考えられるポイントの 1 つです (アメリカ連邦地裁では、全国一律の定額性、ドイツは第一審通常訴訟の提訴段階で我が国と同様のスライド性、フランスは申立手数料の徴収は否定 [無料] しています)。

VI まとめ

データを見られていかがでしょうか。知財立国というわりには訴訟としての紛争は案外少ないと感じられたかもしれません。数字からは様々なちがった姿が見えてくるものです。



¹ 『特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究報告書』(平成 27 年 3 月, 一般財団法人知的財産研究所) 73 頁。

民法の改正について（保証に関する改正を例に）

弁護士 松下 聡

第1 民法（債権法）の改正

平成29年、民法のうち債権法を中心とする部分について改正法が成立したことは、報道などでご存知のことと思います。

現行の民法は、明治29年（1896年）に成立しました。戦後、親族・相続に関する部分は全面的に改正されたものの、総則・物権・債権に関する部分については、大幅な改正がなされずにいました。これは、民法の条文が簡潔で解釈の余地が大きいことから、社会・経済の変化に対して、判例で対応することが可能だったからと考えられます。しかし、逆に言うと重要な問題について判例や解釈による解決が多く積み重ねられたため、民法の条文だけでは、実務に適用されている規律を理解することが出来なくなっている面がありました。

そこで、既に確立した判例については条文に取り込み、曖昧だった条文については明確化を図るとともに、社会・経済の変化に対応するために大規模な改正がされたのです。

上記のことから、改正の相当部分については、確立した判例や解釈を条文に取り込んだものであり、実務に直接は影響を及ぼさないと考えられます。しかし、一部の改正については、実務に影響を及ぼすものであり、対応が必要になる可能性もあります。

なお、改正法は、平成32年（2020年）4月1日から施行されます。したがって、平成30年の時点では改正法の適用は原則としてありません。

改正は多岐にわたりますが、以下では一例として実務に影響が大きいと思われる個人保証に関する改正について解説したいと思います。

第2 個人保証についての改正

1 現行法における個人根保証の規律

根保証とは、一定の範囲で継続的に生ずる不特定の債務を担保する保証です。現行の民法465条の2以下は、保証人が個人で、主たる債務の範囲に貸金を含む個人根保証について、保証人が責任を負う上限額である「極度額」を定めるべきことや、一定の条件で元本が確定することを定めています。

上記規律が貸金についての根保証について定められているのは、貸金債務は容易に増加しやすく、保証人に予想外の責任を負わせることがあるからとされています。しかし、貸金以外の根保証についても、例えば建物賃貸借契約の保証において、長期間の滞納の結果、賃料額が高額に及ぶなどの事例があります。このことから、貸

金以外の根保証についても、同様の規律が必要なのではないかとされてきました。

2 個人根保証契約についての規律の拡大

(1) 極度額

改正法465条の2（個人根保証契約の保証人の責任等）1項により、保証人が法人ではない根保証契約（個人根保証契約）については、主たる債務が貸金であるか否かに関わらず、必ず極度額を定めるべきこととされました。また、極度額の定めは、債務の元本だけでなく、利息や違約金など付随する全ての債務全体について、限度を設定しなければならないとされています。また、同条2項及び3項により、極度額を定めなかった場合、極度額の定めを書面化（電子データを含む）しなかった場合、保証契約全体が無効になります。

これにより、建物賃貸借契約における借主の保証人や、継続的売買契約における会社代表者の連帯保証など、広く保証が利用されている場面において、今後は極度額の定めが必要となります。保証人の立場からすれば、極度額によりリスクの上限が示されるので、予想外の負担を避けることができます。極度額自体に制限はありませんので、債権者の立場からすれば極度額を高く設定することが望ましいこととなりますが、高額の極度額を示した場合、保証人の理解を得られなくなる可能性が考えられます。

(2) 元本の確定事由

改正法465条の4により、個人根保証契約における主たる債務の元本は、①債権者が、保証人の財産について、強制執行又は担保権の実行の申し立てを受けたとき、②保証人が破産手続開始決定を受けたとき、③主たる債務者又は保証人が死亡したとき、確定するとされました。これらの事由が発生した場合、その後に主たる債務が増大したとしても、根保証人は確定事由発生時点の債務についてしか責任を負いません。

これによる実務的な影響として、主に賃貸借契約において、借主又は保証人が死亡した場合、その後の賃料債務等について保証人又はその相続人は責任を負わない点が指摘されています。賃貸借契約は長期間続くことが多く、当初の契約当事者が亡くなっても相続人がそのまま引き継ぐことが珍しくないもので、注意が必要です。

3 事業用融資における第三者保証の制限

(1) 公正証書の作成

改正法465条の6により、事業のための借り入れを保証する場合、保証契約締結の日から1か月以内に、保証人が公正証書で保証債務を履行する意思表示しなければ、保証の効力を生じないとされました。但し、保証人が法人である場合の他、主債務者の取締役・過半数株主等、個人事業者である主債務者の配偶者といった、一定の保証人については、上記規制が適用されません。また、上記公正証書の作成に当たっては公証人が保証人となろうとするものに保証意思を確認することになっています。

上記規定はあくまで貸金債務に関するものであり、主な規制対象としては金融機関が想定されますが、他の債権者についても事業用融資であれば適用対象ですので、公正証書の作成が必要となります。

(2) 情報提供義務

改正法465条の10により、事業のための債務の保証を委託する場合、主たる債務者は保証人に対し、財産及び収支の状況、他の債務の額及び履行状況、当該債務に対する担保の有無及び内容について、情報を提供しなければならないとされました。さらに、主たる債務者が正しい情報を提供しなかったために、保証人が保証契約を承諾したことを債権者が知り得た場合、保証契約を取り消すことができるとされました。

これにより、債権者の立場からすれば、取消を防ぐため、主たる債務者が委託された保証人に対しどのような情報提供を行ったかについて、自ら確認することが必須になると考えられます。

4 改正法の適用時期

これらの改正は、原則として施行日（2020年4月1日）以降に締結される保証契約について、適用があります（附則21条1項）。

第3 まとめ

紙幅の関係もあり、個人保証に関係し、明らかに実務的な変更を伴う改正についてのみ紹介しました。他に、実務的に大きな変更をもたらす改正として、法定利率の変更、約款についての規定があげられています。現在の取引慣行やマニュアル、使用している基本契約書を改訂すべき、あるいは改訂した方がよい場合も考えられますので、2020年までにぜひ一度ご相談頂ければと思います。

還暦を迎えるにあたって

弁護士 阪口 誠

立春が過ぎたとはいえ、まだまだ寒い日が続いておりますが、皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

昨年、父を亡くした折には皆様方からお悔やみや励ましのお言葉を頂戴し、誠にありがとうございました。父は、仕事をしていたときはもちろん、引退した後も、８９歳まで好きなゴルフを月５，６回のペースで楽しんでおり、本当に充実した人生だっただろうと思います。これもひとえに皆様のおかげだと思い、父に代わり改めて御礼申し上げます。

さて、今年は、私もいよいよ還暦を迎えることとなります。

現代では少なくなりましたが、かつては近親者が還暦に赤いちゃんちゃんこや頭巾などの赤い物を贈る風習が古くからあり、私の幼少期にもそのような光景を見たことがあります。かつては魔除けの意味で産着に赤色が使われていたので、生まれた年の干支に還るという意味でこのような習慣があるそうです。

ここでいう干支は十干十二支で、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸の十干と、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥の十二支の組み合わせで６０種類あるので、満６０年で生まれた干支に還るということだそうです。

還暦のお祝いをするのは、生まれた干支まで長生きしたということから始まったわけで、私も若かりし頃は、６０歳といえばそろそろ老人というイメージを持っていましたし、継続雇用があるとはいえ、６０歳で定年という企業も多くありますので、やはり還暦を迎えるのは感慨深いところがあります。

確かに、弁護士登録してから約２５年間は、病気で仕事を休んだことは１日もなかったのですが、数年前から憩室炎で５日入院したり、虚血性大腸炎で２日間休んだり、歯肉炎といったように少しずつ年を感じるようになってきました。

とはいえ、まだまだ６０歳です。ゴルフもようやくシニアの仲間入り。仕事はもちろん、ゴルフのハンディキャップもよりアップして、秋にはシニア選手権に挑戦しようと考えております。これからも健康に留意しつつ、気力・体力を維持して邁進していこうと決意しているところです。

これからもご指導ご鞭撻下さるようお願い申し上げます。

NY 州司法試験を受験して

弁護士 安田 幸司

1. はじめに

私は、2016年7月からアメリカ合衆国バージニア州にあるバージニア大学（University of Virginia）のロースクールに留学をしておりましたが、2017年5月に同ロースクールを卒業し、7月にNY州司法試験を受験後、8月に帰国し、9月より執務を再開しております。

2017年10月末にNY州司法試験の結果が発表され、無事合格することができていました。本事務所報では、NY州司法試験の内容及びNY州弁護士登録の要件について簡単に記載することといたします。

2. NY 州司法試験について

（1）UBE(Uniformed Bar Examination)の導入

NY州司法試験は、2016年7月からUBE（Uniformed Bar Examination）（統一司法試験）が導入されています。アメリカの司法試験（や法曹資格）は州ごとに分かれていますのですが、各州の試験問題については統一化の動きがあり、NY州も2016年7月の試験からこの試験制度を導入しています。なお、合格点は州ごとに異なっており、NY州の場合は266点（400点満点）以上で合格となります。

また、年1回しかない日本の司法試験とは異なり、年に2回司法試験があります（2月と7月）。

（2）NY 州司法試験（UBE）の具体的内容について

NY州の司法試験は2日に渡って行われます。私が受験した2017年7月は、同月25日と26日の2日間試験が行われました。

試験1日目、午前中（3時間）は、MPT（Multistate Practice Test）という2問のエッセイ問題が出題されます。このMPTは、受験生のリーガルライティングの技術を図る試験で、事前の準備（知識の詰め込み）が不要な試験です。一方で、1問あたり90分という時間内に約15～20ページに及ぶ資料を読んだ上で回答しなければならず、いかに効率良く資料を読んだ上で回答するかがキーとなります。

1日目の午後（3時間）は、MEE(Multistate Essay Examination)という6問のエッセイ問題が出題されます。このMEEは、事前に指定されている複数の法分野から出題されます。具体的には、Business Associations(Agency& Partnership, Corporations)、Civil Procedure、Conflict of Laws、Constitutional law、Contracts、Criminal Law & Procedure、Evidence、Family Law、Real Property、Secured Transactions、Torts、Trusts & Estates(Trust, Will)の12の法分野の中から問題が出題されます。1つのエッセイ問題に複数の法分野に跨る問題（小問）が出題されることもあります（例えば、Criminal Procedure と Evidence の融合問題）ので、大体6～9の法分野に関する知識が問われることとなります。つまり、いくつかの法分野に関しては、事前の準備にも関わらずこのMEEでは全く問われません。なお、MEEは1問当たりの問題量が1～2

ページと少量なのですが、1問当たり30分しか時間がなく、かつ1問につき小問が3～4問設定されていますので、時間との勝負となります。

2日目は、午前(3時間)・午後(3時間)ともにMBE(Multistate Bar Examination)というマークシート(4択)の試験が出題されます。制限時間3時間で100問、計200問のマークシートの試験となります。MEEとは試験範囲が異なり、Civil Procedure、Constitutional law、Contracts、Criminal Law & Procedure、Evidence、Real Property、Tortsの7つの法分野から万遍なく出題されます。1問当たり1分48秒で解かなければならず、このMBEも時間との勝負となります。

なお、各パートの配点比率ですが、MPTが20%、MEEが30%、MBEが50%となっています。受験生によって様々な見解があるとは思いますが、私自身としては、配点の大きいMBEに比重を置いた勉強が効率的だと思いました。

3. NY州弁護士登録の要件について

ここまでNY州司法試験について書いてきましたが、NY州司法試験に合格するだけではNY州弁護士にはなれません。NY弁護士として登録をするためには、(1) NY州司法試験に合格すること、(2) MPRE(Multistate Professional Responsibility Examination)という法曹倫理に関する試験で85点以上を獲得すること、(3) NYLC(New York Law Course)というオンライン講義を受講し、NYLE(New York Law Examination)というオンライン試験に合格すること、(4) 50時間以上のPro Bono活動(公益活動)を実施すること、の4つの要件を満たす必要があります。

4. おわりに

前記4つの登録要件のうち、(1)から(3)までの要件はすでに満たしておりますが、(4)のPro Bono要件についてはまだ満たしておりません。2018年中にはこのPro Bono要件も満たし、NY州弁護士登録ができればと思います。



近況報告

～大阪工業大学での知的財産講義について～

弁護士・弁理士 清原 直己

平成29年12月6日に三会協働事業の一環として、大阪工業大学知的財産学部の大
学生向けに講義をさせていただきました。

三会協働事業は、日本公認会計士協会近畿会、日本弁理士会近畿支部、大阪弁護士会
(以下「三会」といいます。)で、三会会員の知識やスキルアップのためのセミナーの
開催や主に中小企業やベンチャー企業の皆様の成長力強化や新規事業創造の学びの場
を提供することを目的としたセミナー等を開催しています。

三会協働事業の一環として大学生向けのセミナーの開催も行っており、その一つとし
て、大阪工業大学知的財産学部で講義をさせていただくことになりました。

講義は、公認会計士の先生と弁理士の先生と私の三人で、一つの講義をするという形
式のものです。内容は、ファッション業界に関して財務・知財・法務の観点からブラン
ドの意義を検討するというものです。私は法務の観点からということで主に商標権や意
匠権の権利行使に関する話をさせていただきました。

大阪工業大学の大学生の皆様は、とても熱心で、100名近く参加していただけまし
た。

三会協働事業として、大阪工業大学でのセミナーは初の試みであったこともあり、私
としては、とても緊張しておりましたが、なんとか無事終えることができました。参加
した大学生からのアンケートの結果も悪くなく、特に、権利行使に関する点を知れたこ
とが良かったと書いてくれている学生の方もいらっしやったので、安心しました。

もともと、大阪工業大学知的財産学部ということで、知的財産に関する前提知識があ
る方も多く、資料の量が多い割に少し物足りない内容であったかと反省しなければなら
ない点多々ありました。

特に、資料の内容面以外にも、一緒に講義をさせていただいた他の公認会計士の先生
や弁理士の先生は、話がとても上手でしたので、私も話術のスキルアップが必要だと実
感しました。

昨年の大学生向け講義から得た自分の反省点を踏まえて、今年はプレゼンの資料作成
方法やスキルアップ本なども読もうと思います。

以上

知的財産法分野の学習に対する取り組みについて

弁護士 矢倉雄太

I 神戸大学大学院への入学

- (1) 私は昨年4月より、当所における執務と並行しながら、神戸大学大学院へ入学致しました。

これは、同大学が平成28年（2016年）からTLP（Top Lawyers Program）²と称して開講したものであり、知的財産法のほか、労働法、租税法、競争法など専門性の高い各分野において、若手中堅弁護士を主たる対象者とし、受講者が高度な専門性を身に着けること、国際的競争力をもった人材を育成することを主たる目的としています。

私は、上記分野のうち、知的財産法分野に入学した次第です。

- (2) 私は同プログラムにおいて、阿部・井窪・片山法律事務所ご所属の先生方から「知的財産訴訟」、「知的財産契約」についての講義を受講させていただき、骨董通り法律事務所ご所属の先生方から音楽、出版、映画、イベントなどの「エンタテインメント法実務」の講義を受講させていただいております。

これらの講義の受講を通じて、新しい発見を得る機会も多く、自身の知識の広がり、蓄積、深化等のために大変有意義な時間を過ごしております。

- (3) また同期入学の方々も、弁護士の方のほか、弁理士の方、企業の知的財産部・法務部にご所属の方など、それぞれのご分野で専門性を磨かれている方々ばかりです。

裁判例検討の授業では、同じ特許権侵害事件に関する裁判例を見ているにもかかわらず、各人の日頃の仕事内容が異なる以上着眼点が異なります。弁理士の方は出願段階や技術に関する視点から、企業ご所属の方は企業の視点（訴訟当事者の視点）からご発言されることも多く、弁護士のみの判例勉強会では発展しない議論へと発展することもあり、大変興味深い時間を過ごしております。

- (4) 引き続き、同プログラムなどを通じて知的財産分野に関する専門性を高め、皆様のお仕事に十二分の貢献ができるよう、日々精進してまいります。

II 司法修習生³への講義

² 正式名称は、神戸大学大学院法学研究科 博士課程後期課程 理論法学専攻 高度専門法曹コースです。同コースでは博士論文を作成し、「法学博士」号を取得することができます。ウェブサイト（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/TLP/>）。

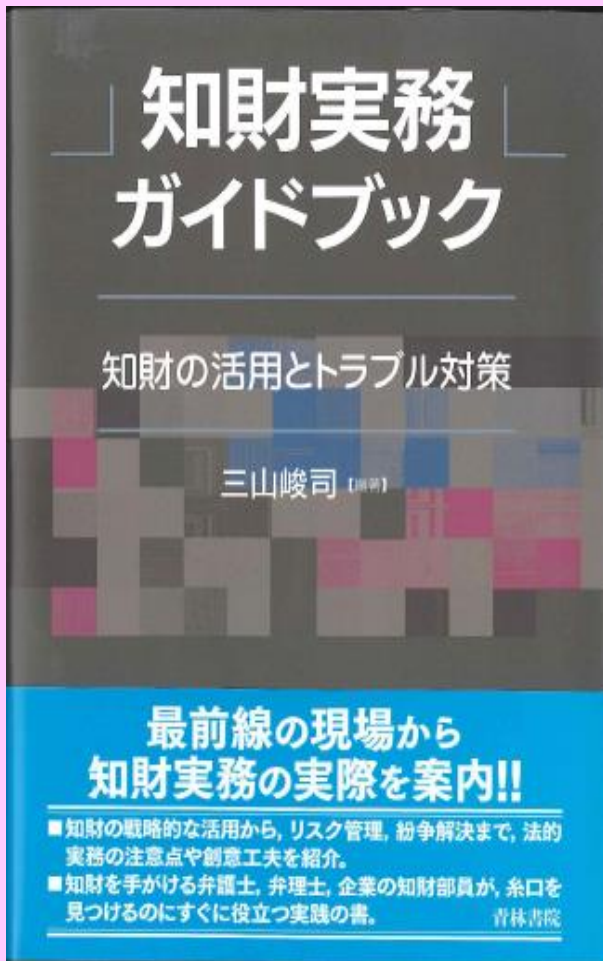
³ 司法修習生とは、司法試験合格後、裁判官・検察官・弁護士となるため、最高裁判所から命を受けて最高裁判所司法研修所に所属し、裁判所（民事部、刑事部）、検察庁、弁護士会において、それぞれの職務、実務について学ぶ者のことです。

- (1) また私は、昨年１１月、大阪弁護士会知的財産委員会の行う司法修習生向けのプログラムにおきまして、事例を用いた特許ライセンス契約に関する講義を行いました。私が担当しましたのは、特許ライセンス契約のうち、ライセンス料率の定めについてどのように考え、どのような交渉をするか、という点についてのものでした。
- (2) この講義において、ライセンス料率の定め方の一方法としてご紹介したのが、段階的な料率を設けるというものです（逡減・逡増実施料などとも呼ばれます。）。これは、相手方の実施品の販売数量等に応じて段階的に料率を設定するもので、大要、①販売数量が増えれば料率が上がるもの（逡増料率）、②販売数量が増えれば料率が下がるもの（逡減料率）などの定めがあります。
- (3) 例えばライセンサーとして早期に投資を回収したいという点を重視すれば、販売数量が少ないときは料率を高くすることでライセンス料収入を少しでも多くし、販売数量が大きくなれば多少料率が下がっても相当金額のライセンス料収入を得られると想定し、販売数量が増えれば料率を段階的に下げるという定めをすることが考えられます。
- (4) 他方ライセンシーとしては、市場が成熟した段階を念頭に、量産段階での類似品との価格競争に負けないため、高額のライセンス料支払いを回避したいという意図を持つケースがあります。このような場合、ライセンシーとしては価格競争などが激しくない初期段階では料率よりも、量産段階では料率が下がる定めを望むことがあります。
- このようなとき、ライセンサーとライセンシーの思惑は、その方向性において一致し win-win で合意に至る余地があることになるのです。
- (5) 司法修習生からは上記のとおりを指摘するような回答もなされ、大変充実したディスカッションを致しました。

以上



◇出版案内◇



当事務所弁護士三山峻司、同清原直己及び同矢倉雄太ほか3名の弁護士（室谷和彦先生、井上周一先生、面谷和範先生）のご協力の下で執筆した『知財実務ガイドブック』が平成29年11月に青林書院より出版されました。同書は、知的財産関係の基本を踏え、徹底して「実務」の「現場処理」にこだわった内容になっています。

（三山）課題中心アプローチという実戦を踏えた一味も二味もちがった知財の現場からの内容になっています。

（清原）第7章及び第9章の一部を執筆させていただきました。知財に関わる皆様の業務の一助になればと思います。

（矢倉）企業活動における著作物管理の重要性は高まっています。管理体制の整備や見直しを含め、お気軽にご相談ください。

所属弁護士

（京都産業大学法科大学院教授）

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司 弁護士・公認不正検査士 阪口 誠

弁護士 湯浅 靖

弁護士 松下 聡

弁護士 安田 幸司

弁護士・弁理士 清原 直己

弁護士 矢倉 雄太

中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

http://www.nclaw.jp E-mail : info@nclaw.jp

